

令和 7 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....    | 27 |
- 

令和 7 年 1 0 月 2 1 日 (火曜日)

# 総務委員会会議録

令和7年10月21日 火曜日

午前10時00分開議

午後 1時09分開議（実時間160分）

委員 西 英 明 君

委員 橋 本 貴 喜 君

委員 蓑 田 由 貴 君

※欠席委員 君

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第82号・契約の変更について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事））
1. 議案第83号・財産の取得について（八代市新坂本支所庁舎備品）
1. 議案第84号・八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
1. 議案第85号・八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止について
1. 議案第89号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布について）

（新八代駅周辺大規模集客施設等整備について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 木 村 博 幸 君  
副委員長 大 倉 裕 一 君  
委員 金 子 昌 平 君  
委員 た 一 み 一 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 松 川 由 美 君  
財務部次長 角 田 浩 二 君  
納税課長 中 山 美 智 代 君  
財政課長 草 西 亮 介 君  
契約検査課長 宮 川 芳 行 君  
契約検査課主幹兼契約係長 岩 崎 和 平 君  
総務企画部長 田 中 孝 君  
理事兼危機管理課長 松 永 貴 志 君  
地域政策課長 松 本 亨 君  
企画政策課長 浅 川 公 利 君  
企画政策課長補佐 松 下 健 二 君  
デジタル推進課長 柴 圭 介 君  
坂本支所地域振興課長 松 田 薫 君

市民環境部  
市民活動政策課長  
（消費生活センター所長兼務） 長 船 征 洋 君

建設部  
営繕課長 五十嵐 誠 君  
復興整備課長 坂 井 宏 全 君

健康福祉部  
健康福祉政策課長 福 田 裕 之 君

市長公室  
人事課長 田 中 博 之 君

経済文化交流部  
経済文化交流部次長 緒 方 浩 君  
ふるさと納税推進室長 篠 原 秀 和 君

部局外  
選挙管理委員会事務局事務局長  
（公平委員会事務局長併任） 橋 口 伸 一 君

---

○記録担当書記 右田理絵君

(午前10時00分 開会)

○委員長(木村博幸君) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

---

◎議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(木村博幸君) 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等及び歳出の第2款・総務費及び第8款・消防費について、財務部から説明をお願いします。

○財務部長(松川由美君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の松川でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、本日の総務委員会に付託されました議案につきまして、まず予算議案であります議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)及び議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)につきまして、角田財務部次長が説明をいたします。

また、その後の事件議案2件及び条例議案3件につきましては、関係各部各課の次長、課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○財務部次長(角田浩二君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の角田でございます。よろしくお願い

いたします。それでは、失礼をいたしまして着座にて御説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○財務部次長(角田浩二君) それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いたします。

1ページをお願いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8億8830万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ8億89760万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願しております。内容につきましては4ページをお願いたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます。

款2・総務費のコミュニティセンター施設整備事業は、金剛コミュニティセンターの建て替えのための用地購入、移転補償に係る経費で、年度内の完了が困難となることから、繰越明許費1億1380万6000円を設定するものです。

款6・商工費、フードワークスやつしろ整備事業は、八代市東陽地域福祉保健センターの改修工事等の経費で、年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費1億8927万8000円を設定するものです。

款7・土木費の工業団地関連道路整備事業は、県営工業団地周辺道路の測量・設計委託経費で、年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費9800万円を設定するものです。

款10・災害復旧費の林道施設災害復旧事業は、林道久連子椎原線の復旧工事の経費で、年度内の事業完了が困難となることから、繰越明許費1億1724万5000円を設定するものです。

第3表、債務負担行為補正でございます。

広域交流センターさかもと館（道の駅）整備事業（豪雨災害）は、令和2年7月豪雨で被災した道の駅坂本の再整備に要する費用であり、令和7年度に契約を行い、令和8年度から9年度にかけて工事を行う予定としていることから、9億475万円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

博物館常駐警備・受付案内・施設管理業務委託は、令和8年4月に再開館予定の博物館の施設運営に要する費用であり、相手方決定に準備期間を確保する必要があることから、令和7年度から令和10年度の4か年、9722万4000円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

5ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正は、まず、1、追加として、地域総合整備資金貸付事業2600万円を限度額として設定するものです。

次に、2、変更として、上からコミュニティセンター施設整備事業は、補正前の限度額1億800万円に3億5820万円を追加し、補正後の限度額を4億6620万円としております。

次の道路整備事業は、補正前の限度額13億5640万円に9310万円を追加し、補正後の限度額を14億4950万円としております。

次の防災基盤整備事業は、補正前の限度額3億550万円に2280万円を追加し、補正後の限度額を3億2830万円としております。

次の災害復旧事業は、補正前の限度額26億7430万円に170万円を追加し、補正後の限度額を26億7600万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で御説明いたします。

それでは、まず歳入を御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税は6897万9000円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

す。

次の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で1億3622万1000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段の新しい地方経済・生活環境創生交付金で9463万9000円を計上しており、フードワークスやつしろ整備事業として、市有施設である八代市東陽地域福祉保健センターを活用し、加工品開発、地域雇用創出のための施設整備に係る経費に係る補助率2分の1の国庫支出金でございます。

説明欄下段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では4158万2000円を計上しております。これは、市民の方々の安全・安心の確保のため、町内会等の地域団体等による防犯カメラを設置する費用の一部補助、物価高騰により食材費高騰の影響を受ける保育所等の食材費の一部補助、児童生徒の給食費の減額を支援するための経費に係る国庫支出金でございます。

次の目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン助成金（定額）8834万5000円を減額しております。これは、新型コロナウイルス感染症ワクチン定期接種における国からの助成金が交付税措置対応となり、助成金が交付されなくなったことによる歳入の減額補正を行うものです。

10ページをお願いいたします。

上段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金では、熊本県広域連携支援事業交付金784万円を追加しております。これは、後ほど歳出事業で説明いたします生活交通確保維持事業で実施する公共交通実態調査・分析に係る補助率10分の10の県支出金です。

目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金では、熊本県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金600万円を追加しております。これは、介護事業所における業務の効率化、生産性向上の取組を推進するための、モデル地域を中心として、ケアプランデータ連携システムの導入促進を図るための調査等に係る補助率10分の10の県支出金です。

目3・衛生費県補助金、節2・生活環境費補助金では、熊本県飲用井戸等水質検査支援事業費補助金22万5000円を追加しております。これは、飲用井戸等において、有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAの水質検査を実施する市民の方々に検査費用の一部を助成する経費に係る補助率2分の1の県補助金です。

目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では694万9000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段の新規就農者育成総合対策事業補助金では150万円を計上しており、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する方を対象に、経営開始時の早期経営確立を支援する資金を補助するものです。

説明欄下段のいぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業補助金では544万9000円を計上しており、農業者や農業団体等が、機械化による省力化や製品の品質向上を図り、イグサ産地の生産体制の強化に取り組むための機械導入等経費の一部を補助する補助率10分の10の県補助金でございます。

目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金では1億1508万円を追加しております。これは、令和4年台風14号及び令和6年9月豪雨で被災した泉町の林道久連子椎原線の復旧工事に係る経費に対する

補助率10分の9.8及び10分の9.91の県支出金です。

次に、下段の表、項3・委託金、目6・教育費委託金、節2・小学校費委託金では20万円を追加しております。これは、松高小学校が、令和7年度から3年間、県の子供の新たな学びの実現に向けた探究型研修の開発・実施推進事業の指定校として、児童生徒・教員が主体的に学び続ける学校体制づくりに取り組むための経費に係る県委託金です。

11ページをお願いいたします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目8、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で9729万9000円を追加しております。これは、国庫支出金で御説明をいたしましたフードワークスやつしろ整備事業の事業費の一部及び東陽地域福祉保健センターの備品撤去に対して、ふるさと八代元気づくり応援基金を繰り入れるものです。

中段の表、款20、項1、目1、節1・繰越金で1900万円を追加しております。今回の補正の一般財源でございます。

下段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金返還金1705万2000円を追加しております。これは、日本製紙株式会社八代工場から、国の事業により受けた補助金、資金融通分について残額の一括返済の申出があり、市経由で補助金を支給したため、返済については市を通して返還する必要があり、日本製紙からの返還金を受け入れるものです。

12ページをお願いいたします。

款22、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債は3億8420万円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段のコミュニティセンター施設整備事業として3億5820万円を追加しており、金剛コミュニティセン

ターの建て替えに係る経費に充てる充当率100%の緊急防災・減災事業債です。

説明欄下段の地域総合整備資金貸付事業として2600万円を追加しており、地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるよう、民間事業者等に無利子の貸付けを行う際の原資に充てる充当率100%の一般単独事業債です。

次に、目6・土木債、節1・道路橋梁債は、工業団地関連道路整備事業として9310万円を追加しております。これは、県営工業団地の整備において周辺道路整備を行うため、道路測量・設計に要する経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目7・消防債、節1・消防債は2280万円を追加しております。

説明欄上段の防災対策事業として330万円を計上しております。これは、後ほど歳出事業で説明いたします防災対策事業において、Jアラート受信機を更新する経費に充てる充当率100%の緊急防災・減災事業債です。

説明欄下段の坂本地区防災拠点整備事業として1950万円を追加しております。これは、後ほど歳出事業で説明いたします坂本地区防災拠点整備事業において、さかもと青少年センターを整備する経費に充てる充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

最後に、目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債は170万円を追加しております。これは、先ほど県支出金で説明いたしました泉町の林道久連子椎原線の復旧に係る経費の一部に充てるもので、充当率80%の補助災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費及び消防費について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、上から目5・企画費は、地域総合整備資金

貸付事業として2600万円を追加しております。これは、熊本みらいエル・エヌ・ジー株式会社から申請のあった都市ガス配管延伸事業について、八代市地域総合整備貸付要綱に基づき、事業者を対象借入総額の60%を上限に無利子の資金貸付けを行うため、補正を行うものです。

目7・交通防犯対策費は1613万円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段、生活交通確保維持事業として913万円を追加しており、将来にわたって安心して生活するための基盤である利便性の高い公共交通網の構築と、子育て世代に向けた新たな交通施策を取り入れた公共交通サービスの充実を図るために必要な交通調査・分析をする経費を補正するものです。

説明欄下段、防犯カメラ設置支援事業（重点交付金）として700万円を追加しております。これは、市民の方々の安全・安心の確保のため、町内会等の地域団体等による防犯カメラ設置費用の一部補助を行うものです。

目9・コミュニティセンター費は、コミュニティセンター施設整備事業として3億7936万1000円を追加しております。

主なものといたしましては、金剛コミュニティセンターの建て替えにおいて不動産鑑定により算定いたしました土地代4653万9000円と、国交省の公共用地取得に伴う損失基準により算定いたしました倉庫等建物8棟の解体・移築費用を含む移転補償費3億3281万2000円でございます。

なお、補正額の内訳、場所など詳細につきましては、別紙資料を添付しておりますので、そちらで御確認をお願いいたします。

目11・諸費は3605万2000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段、国県支出金等返還金事業として1705万2000円を追加しております。これは、先ほど申し上げ

ましたが、日本製紙株式会社八代工場が、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、資金融通分について、当該補助金事業で整備した設備で得た収益により残額の一括返還したい旨の申出があり、必要な経費を補正するものです。

説明欄下段、市税還付金事業として1900万円を追加しており、過年度の法人市民税等に高額の前払金が生じたことから、市民税等還付金の不足が見込まれるため、補正を行うものです。

少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

款8・消防費、項1・消防費、目4・防災管理費は2280万2000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段、防災対策事業として330万2000円を追加しており、全国瞬時警報システム——Jアラートの情報伝達が、今後、地域単位に細分化して発信される予定であることから、その運用に対応するため、Jアラート受信機の更新を行うものです。

説明欄下段、坂本地区防災拠点整備事業として1950万円を追加しており、坂本地区の球磨川右岸側の防災拠点として、さかもと青少年センターを整備するもので、災害対策本部機能や支所機能に必要な非常用電源切替盤及びインターネット環境——Wi-Fi環境や電話回線の整備を行うものです。

詳細につきましては、別紙資料を添付しておりますので、そちらで御確認をお願いいたします。

以上が歳出のうち総務費及び消防費の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（木村博幸君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（金子昌平君）** まずは、防犯カメラ設置支援事業についてなんですけれども、この防

犯カメラを設置するに当たって、防犯カメラの器具ですよね。器具に何かそれぞれのレベルがあると思うんですけど、どのような器具を使っているのか、業者さんは専門業者さんを指定されているのか、そこら辺の制度設計についてちょっとお聞かせいただければなというふうに。

**○理事兼危機管理課長（松永貴志君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課、松永でございます。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねの件につきましては、八代市防犯カメラ設置支援補助金交付要綱を設けまして、例えば、防犯カメラにつきましては、撮影した映像を5日以上保存する機能を有し、防じん・防水機能のものであること等を義務づけまして、お願いをしております。

業者については、特に指定はしてございませんけれども、その機能を有する機械を設置できる業者はオクケーとしております。なるべく八代市内の業者でお願いをしております。

以上でございます。

**○委員（金子昌平君）** もうちょっとついでにいいですか。

その防犯カメラを閲覧される方っていいですか、そこに何かくりというのがあるんですか。

**○理事兼危機管理課長（松永貴志君）** 設置する町内会等の各団体におかれましては、防犯カメラ管理運用規程をつくっていただきまして、そのカメラを見られる方は限られておられるところでございます。そして、警察等の要請があった場合には、それを提供するというふうにお願いをしております。

以上でございます。

**○委員（金子昌平君）** 分かりました。以上です。

**○委員長（木村博幸君）** いいですか。ほかに

ありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 今の防犯カメラの件なんですけれども、今回、補正額が700万円という、当初に比べると3倍以上になってるところなんですけれども、実際、要望としては何件発生したため、この補正が組まれたのかの部分をお教えいただければと思います。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 当初予算で200万円予定をしておりましてところ、最初20件の予定でございましたが、72件の要望がございましたものですから、52件が不足というところでした。申込みはされなかったものの、つけたいというほかにも要望がたくさんございましたので、あと70件ぐらいはあるのかなというところで、今回お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

○委員（西 英明君） 今のに関連して、まだ今70件予定されてるってということなんですけれども、まだまだちょっと周知が徹底できてないっていうか、知らないところもあるんですが、これから先、またその要望というかあれば、例えば次年度とか、その辺での予算とかはどう考えてらっしゃいますか。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 今年度始めたばかりの事業でございまして、近年、防犯に関する皆さん関心は高くなってきておりますので、今からその事業は継続をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 市税還付金事業なんですけれども、これは何で高額の還付金が生じたとなっているのかをお教えいただけたらと思います。

○納税課長（中山美智代君） おはようござい

ます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）納税課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねの件ですけれども、まず、市税還付金事業につきましては、毎年5000万円を当初予算として計上しております。基本的には納税者等の修正申告等に基づいて行うものですが、今回は、法人市民税と固定資産税において高額還付が例年より多く発生しております。想定外の不足が生じたため、今回、補正をお願いしているところでございます。

特に法人市民税の還付につきましては、制度上、個別企業の業績に左右されるため、事前に見込みを立てるのは難しい状況です。具体的な個別の内容につきましては、個人情報を含んでおりますので、説明は控えさせていただきます。

以上となります。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） 確認です。ということは、要は、当初の予定よりもこう、歳入として入ってくる分、見込みが少なくなったため、還付というか、それに対してこう、何ですか、入ってこないからその分を補正するという意味合いでよろしいんですかね。

○納税課長（中山美智代君） 仕組みが、これは出納閉鎖後に還付が決定したもので、本来ならば入ってきたときに歳入予算から還付できるんですけれども、もう出納閉鎖後に関しては歳入予算から還付はできないので、新たに歳出予算から予算を組んだところで還付するものとなっております。

以上です。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） コミュニティセンター施設整備事業についてなんですけれども、これ、過去に遡れば、場所についていろいろ御協議さ

れてきたんだろうなというふうに思いますけれども、ちょっと移転補償費のほうが結構大きいというところで、場所はもうここでしか駄目なんだという理由というのがあったと思うんですけど、確認のためにそれをちょっと教えていただければというふうに。

**○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君）** おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課、長船でございます。よろしく願いいたします。

今委員お尋ねの候補地の選定時のことでございますが、まず、令和5年度ですね、基本計画を策定しますときに、住民の代表者の方々お集まりいただきまして、意見交換という場を設けました。そのときに、まず、市の土地、金剛校区にあります市の土地を優先して検討したわけですが、なかなか場所的に金剛校区の北側になったり南側になったりと、地区によっては離れ過ぎるという意見が出ました。

それで、やはり金剛校区の中心に位置し、バス通りがありまして、バス通りに面して交通アクセスによく、そして住民に分かりやすく、利用しやすく、コミセン機能の確保に必要と思われる面積、安全面等の立地条件を充足することができる場所ということで、JAの旧金剛支所のところに、これはこの場で全会一致で決定いたしましたところでございます。

以上、お答えといたします。

**○委員（金子昌平君）** ありがとうございます。以上です。

**○委員長（木村博幸君）** ほかにありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** 歳入のほうを少しお尋ねさせていただきます。特定財源がいろいろ組まれてるんですけど、その財源の考え方といったところでお尋ねになるんですけど、今回の補正予算で、まず、県とか国の支出金の部分については理解はするんですけど、市債と繰入金と

組んであると思うんですね。その辺り、なぜ市債を組まなければいけないのか、繰入金の活用とかができないのかということと、もう一つ、具体的に言えば、フードワークスやつしろの部分については繰入金を活用されてるんですけど、なぜここは市債じゃなくて繰入金だったのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

**○財政課長（草西亮介君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の草西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員お尋ねの繰入金のところ、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金ということで活用しておりますのが、先ほども御説明にありましたように、フードワークスやつしろの整備ということで、関係するところの補助金の裏ということで活用しております。こちらは、ふるさと納税の返礼品といいますか、そういったところの加工施設というような目的等もございまして、そういったところで、この頂きましたふるさと納税の基金のほうからの充当を考えておりますところでございます。

あと、そのほか市債につきましては、その建設事業の補助金の裏で適債性があるというところでの、例えば、緊防債ですとか合併特例債ですとか、災害復旧事業債もそうですけれども、そういったものを活用しているというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

**○委員（大倉裕一君）** 昔からちょっと発言をしてきたところがあるんですけど、補正のたびに、こうやって、——歳入確保のためにではあるんですけど、市債を組まれると、どんどん市の、何ですかね、借金が大きくなっていきますよね。そういった意味では、できるだけ基金を取り崩すとかっていう運用のほうがいいところもあるのかなというふうに、これ持論として持

ってるんですけど、その辺りはいかがお考えですか。

○**財政課長（草西亮介君）** 基金のほうでございますけれども、今回、災害復旧ということで専決予算等々で組ませていただきました。そして、その一般財源としまして、財政調整基金から、十数億円、今回の大雨で基金を取り崩しているところがございます。ですので、基金としましてもできるだけ積立てをしていくところがございますが、そういった災害復旧につきましては、取崩しをしながら、また状況見ながらですけれども、できる限り基金の積立てに努めながらも、できるだけ取崩しができるような方向で考えてはいきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○**委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

○**委員（大倉裕一君）** 災害に対する取組方、考え方は理解はしてるんですけど、あと、すいません。そしたら、先ほどふるさと納税の関係でふるさと八代元気づくり応援基金の話が出ましたけど、その基金の残額って今どれだけあって、今年度末でどれぐらいの予定だっているのは把握されてますか。

○**財政課長（草西亮介君）** ふるさと八代元気づくり応援基金の令和6年度末の残高でございますけれども、16億1000万円ほどでございます。そして、今年度、取崩しとしましてが約11億円程度の取崩しと、ちょっと積立てのほうはまだ見えないところがございますけれども、取崩しのほうは10億円程度は取り崩す予定というところがございます。

以上でございます。

○**委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

○**委員（大倉裕一君）** 少し大きな話になりますが、中期財政計画あたりとは数値的な整合というのは今取れてるというような認識でいいんでしょうか。その辺りはどんなでしょう。そ

ろそろ決算もこの定例会の後には出るんですけど。

○**財政課長（草西亮介君）** 改めてまた後ほど御報告させていただいてもよろしいでしょうか。すみません。

○**委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

○**委員（大倉裕一君）** 結構です。

○**委員長（木村博幸君）** ほかにありませんか。

○**委員（大倉裕一君）** 支出の件で、地域総合整備資金貸付事業のことでお尋ねしたいと思うんですけど、貸付審査会のほうで適当と認められたということなんですけど、どういった条件があつて、その条件をクリアしたという判断をなさったのかということをお聞かせいただけますか。

○**地域政策課長（松本 亨君）** おはようございます。地域政策課の松本でございます。

ただいまの御質問ですけれども、まず、貸付けの要件についてでございますが、まず、公益性や事業採算性があるかどうかということ、それから、新たな雇用の確保が見込まれるかどうかということ、それから、用地取得契約後、5年以内に事業の営業開始が行われるかどうかというのが要件となっております。

今回の貸付けに関しましては、熊本みらいエル・エヌ・ジー株式会社様というところに貸付けを行うわけですが、こちらの事業といたしましては、LNG——液化天然ガスの供給・販売を行っておられる会社でございます。この会社の事業が、本市が進めておりますカーボンニュートラルの実現に向けました取組と合致すると。というようなことで、公益性、事業に妥当性があるというところで判断をしたところがございます。

以上でございます。

○**委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

○**委員（大倉裕一君）** はい。

○**委員長（木村博幸君）** ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 先ほど繰入金と市債の話があったんですけども、市債に関しては、交付税の率が高い、要は、市の財政に負担の少ない形での市債の発行という認識でよろしいですか。

○財政課長（草西亮介君） はい。市債につきましては、災害の關係の緊急防災・減災事業債や合併特例債等の交付税措置の高い起債となっております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終わります。

意見がありましたらお願いします。

○委員（金子昌平君） 生活交通確保維持事業、質問はちょっとしてないんですけども、子育て世代の需要も取り入れるということで、その中で、特に障害者の方々が利用されるルートですね、こちらも重点的にといいますか、調査対象に入れてほしいなというのと、あと、バス停には屋根が設置されていないところが多いですよ。障害者の方というのは、どう使われるのかちゅうのを調査していただきたいんですけども、万が一使われるなら、バス停の設置も需要があるだろうというふうに思いますので、御検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○財政課長（草西亮介君） 先ほど大倉委員の御質問に対して、御回答させていただきます。

ふるさと八代元気づくり応援基金の中期財政計画との対比についてでございますけれども、令和5年度の中期財政計画で策定いたしました計画では、令和6年度は8億8078万7000円というふるさと八代元気づくり応援基金の見込みでございます。実績としまして16億1

000万円ですので、約7億2900万円のプラスということになってございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 全体的には、ふるさと元気づくり基金のところは理解をしましたけども、全体的に整合性というのは大丈夫ですか。

○財政課長（草西亮介君） 度々申し訳ございません。後ほどまた改めて御報告させていただきたいと思います。

財政計画上では、今、令和6年度は4400万円の全体でプラスというふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 意味が分かりません。すいません。

○財務部長（松川由美君） 中期財政計画についてのお尋ねでございます。中期財政計画は、皆様御存じかと思っておりますけれども、シミュレーションでこう動くかなあというところしております。計画といいますと、通常だったらこう、こう進めていくんだというようなところになるんですけども、この財政計画につきましては、こう動いていくかなあというところにつくっている状況でございます。

今、令和5年度から12年度までですかね、つくってるんですけども、今回、災害とかも発生いたしましたので、ちょっとイレギュラーといいますか、不測の事態が発生しておりますので、いろんな、先ほど来おっしゃってます国とか県の事業も活用しながら復旧・復興を進めているというような状況ではございますが、やはり手出し、自分たちの市のお金も使っていないといけない部分も結構ありますので、おっしゃるように、中期財政計画の今の状況とは少し違う可能性もあるかなと。ちょっと細かくは見えてないですけども。

です。いろいろな場面とか状況とかが変わった段階で財政計画はずっと見直していくというような状況でございますので、今、委員さんおっしゃいましたように、どれほど変わってきているのかというようなところも検証しながら、今後進めていきたいと思っております。

先ほどおっしゃったように、市債のほうにつきましても、極力その基金を使うというのも一つの考え方ではあるんですけども、それで全部対応していくと本当基金が枯渇してしまうような状況になりますので、先ほど委員さんおっしゃいましたように、交付税措置、これについては、それだけお金が要るんだったら国のほうからもお金あげるよというような有利な市債を使いながら、バランスを取りながら進めていっているという状況でございますので、その辺り御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） 意見でお願いしますね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（木村博幸君） 次に、議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等について財務部から説明願います。

○財務部次長（角田浩二君） 財務部、角田でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。それでは、失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ16億800万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ845億560万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしております。内容につきましては5ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為の補正でございますが、令和7年8月大雨被害対策資金に対する利子補給は、令和7年8月大雨の被害により被災した農業者に対し、早期営農再開を支援するため、県が創設した融資制度を利用した場合の金利負担への補助に対するものですが、利子補給期間が最大で令和12年度までとなることから、限度額を貸付金限度額1億円に対する利子補給額を上限として債務負担行為を設定するものです。

第3表、地方債補正は、1、変更として、災害復旧事業を補正前の限度額26億7600万円に520万円を追加し、26億8120万円を限度額として設定するものです。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で御説明をいたします。

それでは、歳入を御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

上段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目7・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金で、災害等廃棄物処理事業費補助金2859万3000円を追加し

ております。これは、令和7年8月大雨の被害により使用できなくなった肥料・農薬等について、その処分に係る経費に対する補助率2分の1の国庫支出金です。

下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で10億3787万5000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄上段の農業用機械・施設等復旧支援事業補助金では9億393万1000円を計上しており、令和7年8月大雨の被害により被災した農業用機械・施設の修繕、再取得等を行う農業者への補助に対する補助率7分の5、9分の6の県補助金です。

説明欄中段の大雨被害対策資金利子補給補助金では38万7000円を計上しており、これは、先ほど債務負担行為の補正でも御説明をいたしました令和7年8月大雨の被害により被災した農業者に対し、早期営農再開を支援するため、県が創設した融資制度を利用した場合の金利負担分への補助に対する補助率7分の5の県補助金です。

説明欄下段の早期営農再開支援事業費補助金では1億3355万7000円を計上しており、令和7年8月大雨の被害により被災した農業者が早期に営農再開できるよう、生産資材調達等や栽培環境整備に係る経費の一部を補助する補助率7分の5、定額の県補助金です。

目9・災害復旧費県補助金、節2・厚生施設災害復旧費補助金で、児童福祉施設等災害復旧費補助金1574万4000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨の被害により被災した千丁みどり保育園、太田郷ひびき保育園の床面等の復旧費用に対する補助率4分の3の県支出金です。

10ページ、お願いいたします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1、節1・財政調整基金繰入金で5億2

058万8000円を追加しております。これは今回の補正の一般財源でございます。

下段の表、款22・市債、項1・市債、目9・災害復旧債、節5・厚生施設災害復旧債は、児童福祉施設災害復旧事業520万円を追加しております。これは、令和7年8月大雨の被害により被災した千丁みどり保育園、太田郷ひびき保育園の床面等の復旧費用に充てるもので、充当率100%の災害復旧債でございます。

以上が歳入の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 災害復旧費のところなんですけど、保育園の被害についての補償といえますか、保険のほうの補償というのはいないんですかね。加入されていなかったんでしょうか、水害関係では。

○財政課長（草西亮介君） 財政課の草西でございます。

委員さん、すみません。後でまたお調べしましてから御報告をさせていただきたいと思えます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前10時55分 小会）

（午前10時56分 本会）

◎議案第82号・契約の変更について（八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事））

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第82号・八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事）に係る契約の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○営繕課長（五十嵐誠君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）営繕課の五十嵐でございます。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○営繕課長（五十嵐誠君） それでは、議案第82号・契約の変更について御説明いたします。

工事の変更の概要につきまして、営繕課、五十嵐から、その後、契約検査課、宮川課長から契約について説明を行いますので、よろしくお願いたします。

議案書は7ページになります。

説明につきましては、別資料の右上、委員会資料、令和7年10月21日、総務委員会と記載のあります、契約の変更について「八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事（建築工事）」に関する資料にて御説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

番号、令和6年度営工第12号。

件名、八代市坂本支所・坂本コミュニティセ

ンター新築工事（建築工事）。

工事場所、八代市坂本町坂本4161番地1外。

契約の相手方、松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体。

住所、八代市宮地町2088番地。

契約金額、8億300万円。

変更後契約金額、8億2411万3400円。

変更額、2111万3400円です。

次に、変更の概要でございます。4項目ございます。

①インフレスライドに係る経費といたしまして、309万4000円です。このインフレスライドとは、工事請負契約約款第26条第6項に基づくもので、工事期間内に賃金等の急激な変動が生じ、請負代金が不相当となったときに、受発注者が金額の変更請求をすることができるものになります。

国、県発注工事において、令和7年2月、3月にインフレスライドを適用させる旨の文書が通知されたことを受け、本市においても3月7日付でインフレスライド適用可能としたことから、本工事について適用させるものでございます。

本工事においては、令和6年からの2か年工事となっており、令和6年4月を基準とした単価を採用して発注を行っております。

工事期間が令和6年10月から令和7年12月と年度をまたいでいるため、請負者から令和7年5月1日にインフレスライドを適用したい旨の請求がございまして、基準日を令和7年5月9日とし、その残工事分の労務費、諸経費等について金額の変更を行うものでございます。

市単価といたしまして採用しております熊本県公共工事設計労務単価は、発注時に採用しておりました令和6年4月1日と今回の変更時点での令和7年4月1日の労務単価を比べますと、一例でございますが、普通作業員が2万300

円から2万1300円の1000円の引上げ、大工が2万5800円から2万8400円の2600円の引上げ、労務単価の平均では2万7715円から2万9463円の1748円の引上げとなっております。

今回発注しました内訳書のインフレスライド対象となる項目につきまして新しい単価へ入替えを行いまして、国土交通省が定める積算基準に基づいて計算した金額を用いまして、インフレスライドの計算式にて算出した金額が、今回のインフレスライドに係る経費となるものでございます。

次に、②番、内部仕上げ等変更に係る経費といたしまして、595万2481円です。

あわせて、資料の4ページも御覧ください。

4ページには、下段に1階平面図、上段に2階平面図を記載しております。赤色で主な変更箇所を示しております。

内部仕上げの変更につきましては、室内腰壁部分を市産材であるヒノキ板へ貼り替えの変更や、執務室のOAフロアの施工範囲の変更などを行うものでございます。

腰壁のヒノキ板貼り部分が、1階の支所執務室、事務室、事務所1・2・3、2階の大会議室1・2、小会議室1・2、研修室の右斜線部分となります。また、OAフロア範囲拡大部分が、1階の支所執務室の左斜線部分となります。

室内の腰壁部分のヒノキ貼りへの変更につきましては、本工事発注後の令和6年11月に、八代地域木材需要拡大推進協議会及び県産材需要拡大県民運動推進会議の連名にて要望がございまして、その中において、令和2年7月豪雨で被災した施設への県産材の利活用推進の要望をされたこと、また、八代市建築物等における木材利用促進基本方針の中に、特に市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備するとあること、また、施工業者に確認したところ、腰壁の一部であれば市産材の調達が可能

であることが確認できたこと、この木質化については、交付税である森林環境譲与税の財源を充てることが見込まれたことから、市内部において協議いたしまして、市産材の活用にもつながることから取り入れることとしたところでございます。

また、執務室OAフロア施工範囲につきましては、施工者と営繕課、復興整備課、坂本支所地域振興課、市民活動政策課、健康福祉政策課などの市関係部署が月1回集まる全体の工程会議を行っており、その会議において地域振興課から、執務室内の机や備品等の配置を再検討された結果、カウンター位置を変更してほしい旨の話がございましたことから、業務効率を上げる観点から行うものでございます。

資料の2ページにお戻りください。

次に、③医療スペース平面プラン変更に係る経費といたしまして、242万1488円です。

資料の4ページ、1階左側の点線左斜線部分が医療スペースの平面プラン変更部分になります。

あわせて、資料5ページも御覧ください。平面の変更プランの詳細図になります。

黄色で着色している部分が医療スペースになります。主に中央の待合室左側が変更部分となります。出入口、予備室、多目的トイレ2の部分について、冬場の冷気進入を防ぐための風除室、患者様やその御家族との面談等に使用できる相談室、患者様の尿検査をスムーズに行うための検査室へ変更としております。

また、そのほかの変更といたしましては、お年寄りや小さなお子様が診察に来られることを配慮いたしまして、出入口を引き戸から自動ドアへの変更、受付カウンターに防犯のためのパイプシャッター設置などでございます。

本工事の発注時点では診療所を運営する委託先が決定していなかったことから、市の健康福祉政策課と打合せを行い、市内の診療所を参考

とした暫定的なプランとしておりました。診療所を運営する委託先が令和6年11月に内諾されたことから、本市と委託先を含む関係部署との診療所の開設に向けた協議の結果、平面プラン及び仕様を変更するものでございます。

資料の2ページにお戻りください。

④身障者用駐車場カーポート及びサイクルポート等の設置に関する経費といたしまして、964万5431円です。

資料4ページの1階右下辺りの点線右斜線部分が身障者駐車場の屋根及びサイクルポート部分になります。

こちらも、あわせて資料6ページも御覧ください。身障者駐車場屋根及びサイクルポートの詳細図になります。

上段が身障者用駐車場屋根の平面、断面図になります。御覧のように、車2台分プラス、ゼブラゾーンを含んだ部分に屋根を設置いたします。利用者の車の乗り降りに支障とならないよう、極力柱をなくした4本柱の形状としております。

次に、下段左側がサイクルポートの平面図と断面図になります。自転車が約10台停めることが可能な大きさとなっております。

身障者駐車場カーポートにつきましては、昨年の6月定例会、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の所管事務調査、坂本支所周辺の整備についての審議におきまして、屋根はあるのかとの質疑をいただいたことから、身障者駐車場スペースに屋根が必要と判断いたしまして設置するものでございます。

また、サイクルポートの設置につきましては、OAフロアと同様に、月1回の工程会議にて坂本支所地域振興課のほうから、雨天時に自転車等にて来庁された際に駐輪スペースがないため設置してほしいとの要望を受けたこと、また、本庁舎におきましても、市民から雨天時の来庁者自転車置場について要望があるとの情報を得

たことから、雨天時の来庁者の利便性向上を図られるものとして総合的に判断いたしまして、設置するものとしたものでございます。

なお、身障者駐車場屋根につきましては、メーカー既製品にて設計しております。上屋本体のメーカーカタログ価格を歩引きした金額、基礎、組立施工費に係る金額を積み上げて積算しております。身障者駐車場2台分プラス、ゼブラゾーンを覆う特殊サイズとなっており、通常より割高となっております。

また、そのほか、身障者駐車場から正面玄関、診療所出入口まで続く通路屋根の雨水処理改善のための側溝の設置費用につきましても本項目に入っております。

最後に、本契約変更に伴います工期の変更の予定はございません。

また、今回の変更につきまして、本工事は2か年の債務負担にて予算を確保しており、その令和7年度分の枠内での契約の変更としておりますことから、本契約に係る予算の追加補正はございません。

以上で変更内容の概要説明とさせていただきます。

引き続き契約関係につきまして、契約検査課、宮川課長より御説明いたします。

**○契約検査課長（宮川芳行君）** 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課、宮川と申します。よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、私のほうから変更契約の概要について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

**○委員長（木村博幸君）** どうぞ。

**○契約検査課長（宮川芳行君）** それでは、資料は2ページを御覧ください。

契約金額の欄でございますけれども、本案件につきましては、令和6年9月定例会で承認いただきまして、当初契約8億300万円で契約

しております。その後、先ほど営繕課から説明がありましたとおり変更契約がございまして、増額の変更額が2111万3400円ということになりまして、本案件につきましては、契約金額の1割以上または2000万円以上の金額の変更になりますので、議会の議決が必要になることから提案したものでございます。

なお、議会の議決を得たときに本契約となる条件を付した仮契約を令和7年9月10日に締結したところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 医療スペースのことなんですけども、変更して検査室ができたというところなんですけど、その検査室はこの広さだけで足りるんですか。どういう検査をされる予定なのかなと思ってですね。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） おはようございます。健康福祉政策課、福田でございます。よろしくお願ひいたします。

御質問の検査スペースでの検査内容ですが、こちらで尿検査を予定しております。

以上でございます。

○委員（蓑田由貴君） 尿検査とかされずに採血だけされるっていうところでよかったですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） すいません。ちょっと先ほど回答を間違えまして、増設した検査室のほうですが、こちらで尿検査のほう行う予定としております。隣にトイレ等隣接するようにしまして、小窓がありまして、そこから尿をスムーズに受け渡すような形になっております。すいません。失礼いたしました。

○委員（蓑田由貴君） また変更になったら大変だと思うので、どんな検査がちゃんとされるのかとか、そこをちゃんと踏まえて医療スペースを考えていただけたらなと思います。

あと一つが、保健福祉スペースというふうに書いてありますけど、これは具体的にどのように活用されるのかお聞きしたいです。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 保健福祉スペースでございますが、今現在、活用策を検討しております。例えば、いきいきサロンとか元気体操とか、そういったことを診察日と合わせて開催するなど、今現在、検討してるところでございます。

○委員（蓑田由貴君） ありがとうございます。全体のところにもサロンとか書いてあったりするので、保健福祉スペースがどのように利用されるのかも早めに具体的に示されてたほうが、いろいろ活用が、何ですかね、どういう備品が必要かっていうのも分かってくるかなと思いますので、なるべく無駄な、またやり直しとかにならないようにしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木村博幸君） 今のは意見ですね。

○委員（蓑田由貴君） 意見です。すいません。

○委員長（木村博幸君） はい。ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） これ変更が結構大幅な変更だと思うんですけど、工期についての変更はありませんってあるんですけど、全く問題なく工期どおりにいけるということですかね。

○営繕課長（五十嵐誠君） 今、9月末現在で約75%ぐらいの進捗率になっておりまして、今のところは工期内に終わる予定になっております。

以上です。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（たーみー君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（西 英明君） 結構ここ利用される方っていうのは、多分高齢者の方が結構多いと思うんですね。それで、例えば、バス停からの、

——ちょっとこの建物とは違うんですけども、バス停から近くにあるのかとか、あとバス停からの通路、この辺りの距離であったりとか、あと雨の雨よけとか、その辺りは何か整備というか、考えてらっしゃるのでしょうか。

○復興整備課長（坂井宏全君） おはようございます。復興整備課、坂井でございます。よろしくお願いたします。

バス停、高齢者の方が多い、利用者の中でですけども、その対策、また、バス停に関連した配慮などできてるのかというお尋ねだっていると思いますが、現在、坂本駅前にございました乗り合いバスのバス停を、工事の関係で一時下流のほうに移動させております。それに伴いまして、また坂本駅のほうも、今後、整備のほうが進んでまいるかと思っておりますので、バス停の位置がどこになるかというのは、今のところちょっとまだ未定というところになっております。

今度整備します坂本支所につきましては、高齢者の方、また体が不自由な方に対する配慮といたしまして、設計の段階で市内の身障団体の方々と協議をして、御意見をいただいて配慮をするようにいたしておりますので、その辺は御意見を反映できているのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（西 英明君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 4つありましたけど、2番目の内部仕上げ材の件ですね。腰板に変更されるということでしたが、これ何立米使われることになるのでしょうか。

○営繕課長（五十嵐誠君） 立米数といたしましては、2.3立米の予定になっております。腰板部分の面積に関しましては、258平米になります。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） もう1点、すいません。地元産というお墨つきをどういうふうを確認していこうと思っていらっしゃいますか。

○営繕課長（五十嵐誠君） 今のところ、納入先が八代市内の代理店さんになっておりますので、そこから出荷証明等で確認できればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 腰板の採用について、市内の2つの組織だったですかね、団体さんから要望があったということで説明いただきました。こういった要望がなくてもですよ、地元産材を活用していくというのは基本中の基本だと思うんですね。もう少し丁寧な仕事をしていただければというふうに要望しておきたいと思っております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 先ほど検査のことでもお話ししましたが、高齢者の方が使われるというところで、週に2回の開設というところから、尿の検査と採血だけではなかなか不十分かなと思うところもありますので、そこを含めて、何ですか、考慮していただけたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第82号・八代市坂本支所・坂本コミュ

ニティセンター新築工事（建築工事）に係る契約の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前 11 時 21 分 小会）

（午前 11 時 22 分 本会）

◎議案第 83 号・財産の取得について（八代市新坂本支所庁舎備品）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、議案第 83 号・八代市新坂本支所庁舎備品に係る財産の取得についてを議題とし、説明を求めます。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）坂本支所地域振興課の松田でございます。

本日は、八代市新坂本支所庁舎備品の取得に関し、議案第 83 号を提出いたしております。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） それでは、提案理由について御説明いたします。

予定価格 2000 万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。よろしく願いいたします。

お配りしております財産の取得について「八代市新坂本支所庁舎備品」に関する資料を御覧ください。

まずは、坂本支所地域振興課より取得する財産関係を説明し、その後、契約検査課の宮川課長より入札・契約関係について御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和 2 年 7 月豪雨で坂本支所庁舎が被災し、建物も含め備品類が使用不能となり、現在、仮設庁舎で事務を行っておりますが、使用しております備品のほとんどがリース契約となっております。本年 12 月に新たな坂本支所庁舎が完成しますことから、執務室内及び会議室等の備品を新たに調達するものでございます。

まずは、2 ページをお願いいたします。

取得する財産の概要とイメージ画像になります。画像はイメージでありまして、色合い等はメーカー発注時に決定する予定といたしております。

まず、①の事務机・脇デスク、②の椅子です。これは主に執務室で使用するもので、机の片袖タイプが計 29 個、脇デスクが 5 個、椅子が計 40 個となります。

③の平机 4 個は、主に執務室内の窓口業務用パソコンなどを置く机ということになります。

それから、④はトレユニット 3 個で、窓口業務の申請書類等の収納に使用いたします。

⑤は 3 人がけ用椅子 3 個で、お客様の待合コーナーで使用するものになります。

3 ページをお願いいたします。

次に、⑥カウンター一式は、お客様の窓口対応に使用するカウンターとなります。

⑦テーブル計 4 個で、主に執務室で使用するものになります。

⑧は更衣室で使用しますロッカーで、13 個です。

⑨キャビネットは計 18 個で、執務室の書類保管用となります。

4 ページをお願いします。

次に、⑩の軽量ラックは計 22 個は、主に倉庫で使用いたします。

⑪書架、計 13 個です。主に倉庫や金庫で使用する書類棚ということになります。

⑫ホワイトボード 2 個、演台 1 個で、会議等に使用するものです。

⑭の案内板3個、5ページの⑮⑯のパンフレットスタンド4個、椅子3個は、市政情報コーナーで使用するものです。

⑰長机は24個、⑱の椅子84個は、主に大会議室、ミーティングルーム、受付窓口で使用するものです。

最後に、⑲中軽量ラックが20個、防災倉庫、屋外支所倉庫で使用するものです。

次のページの新坂本支所備品配置図を御説明いたします。

1枚目が支所1階となります。職員の執務室エリア、待合コーナー、ミーティングルームのほか、倉庫や更衣室などがございます。先ほど御説明いたしました事務机や椅子、キャビネット、カウンターを配置し、倉庫や更衣室にラックや書架、ロッカーなどを配置する予定といたしております。

2枚目が2階の支所部分ということになります。大会議室、倉庫、防災倉庫を備え、長机や椅子、中軽量ラックを配置する計画といたしております。

以上で議案第83号の取得する財産関係について説明を終わります。

**○契約検査課長（宮川芳行君）** おはようございます。契約検査課、宮川でございます。引き続き、入札・契約の概要について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料8ページを御覧ください。

入札・契約の概要でございます。

1番目の競争入札に関する事項でございますけれども、本案件につきましては、令和7年8月22日に、市内の指名業者さん10者に対しまして、指名競争入札を行う旨、通知しております。

2番目の指名業者選定理由でございますけれども、物品・役務等の令和6・7年度八代市競争入札参加有資格者名簿において、事務用家具

を希望し、かつ八代市内に営業所を有する者として掲載されている市内業者全10者を指名したものでございます。

3番目の開札及び結果でございます。御覧の表のとおり10者を指名したところでございますけれども、3者が入札辞退をされまして、1者が入札不参加となりまして、残る6者で入札を行っております。

開札の結果、有限会社小林商店様が2030万円で落札されました。この入札金額に消費税を加算した2233万円で、9月16日に仮契約を締結したところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（木村博幸君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** 3者入札に参加されなかったということですが、その理由をお聞かせいただけますか。

**○契約検査課主幹兼契約係長（岩崎和平君）**

おはようございます。契約検査課の岩崎でございます。

3者が入札を辞した理由でございますけれども、手持ち業務量が多く、さらに受注することは困難という方が1者いらっしゃいました。あと仕様の内容が自社の取扱いではないということで、今回、物品の品目だったりとか数だったりとかが非常に多種多様で、数も多くございましたので、取扱いができない品目があったのではないかなというところで認識しております。

以上、お答えといたします。

**○委員長（木村博幸君）** よろしいですか。

**○委員（大倉裕一君）** 今の答弁から少し推察の部分が入るかもしれないんですが、今回の仕様はメーカーを指定した発注だったんですか、それとも性能発注という形で発注をされたんですか。

**○坂本支所地域振興課長（松田 薫君）** 入札

時に参考品としてメーカーの記載はいたしますけれども、メーカーの指定等はしておりません。参考品以外の製品を入札される場合には、同等品確認票というのを提出していただくように確認を行うこととなっております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。分かりました。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第83号・八代市新坂本支所庁舎備品に係る財産の取得については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時32分 小会）

（午前11時33分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○財政課長（草西亮介君） 皆様、こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の草西と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど予算議案のほうで、議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号におきまして、大倉委員さんのほうから保育園の復旧に係る保険についてということでお尋ねがございました。確認してまいりましたところ、2園とも保険は加入しているところでございます

けれども、その保険金額が、まだ被害額のほうが未確定ということで、現在、予算には計上していないところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

◎議案第84号・八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第84号・八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 人事課の田中でございます。それでは、議案第84号・八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案書は11ページでございます。説明は、右肩に議案第84号関係資料と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1番目、改正の趣旨でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的としまして、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、本市の旅費制度を見直すに当たり、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、2番目、主な改正内容について御説明いたします。

第1条関係、職員等の旅費に関する条例でございます。

まず、区分の交通費にありまして鉄道賃については、急行料金や座席指定料金にありました距離制限を廃止し、必要に応じまして、その費用の支給を可能とするよう改めるものでございます。

2つ飛びまして、次に、その他交通費につき

ましては、これまで定額支給されておりました車賃1キロメートル当たり37円を廃止し、バス運賃のほか、必要に応じまして、タクシー、レンタカー、自家用車の費用を実費にて支給するよう改めるものでございます。

続いての区分、今回のメインとなります宿泊費等の改正につきましては、現行の宿泊料は、職位に応じて定額を上限として設定し、実費調整した上で支給をしておりますが、改正後は、区分が特別職と一般職となります。次ページ中ほどにありますように、都道府県ごとに基準額を設定し、その基準額を上限としまして実費精算する方式に改めるものでございます。これによりまして、改正後の宿泊費の上限は、特別職が1万1000円から2万7000円、一般職のほうが8000円から1万9000円の範囲として定めるものでございます。

ページを戻っていただきまして、次に、宿泊費と交通費を包括して支給します包括宿泊費の規定を新設いたします。これは、現行の運用で既にパック旅費として扱いを行っているものを、今回の改正では明文化するものでございます。

次の宿泊手当でございますが、現在、昼食代や現地での交通諸雑費として支給しております日当を廃止し、宿泊を伴う旅行の場合のみ、1夜につき2400円を支給するよう改めるものでございます。

なお、宿泊費に夕食や朝食代が含まれる場合は、手当額をそれぞれ800円減額し、調整を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

次の転居費等につきましては、転居費を赴任に伴う転居先までの路程に応じた定額支給から実費支給に改めるほか、次の着後滞在費及び家族移転費についても、実費支給を基本とする方式に改めるものでございます。

次の第2条関係から第6条関係については、旅費として支給します費用弁償等の額を特別職

または一般職に準じた支給とするために、議会議員、教育委員会の委員及び非常勤の特別職については特別職の職員に支給される旅費に相当する額とし、証人及び選挙人等については一般職の職員に支給される旅費に相当する額として定めるものでございます。

次の第7条関係、会計年度任用職員の給与等に関する条例については、職員等の旅費に関する条例の改正に合わせまして、費用弁償の種類を改正するものでございます。

次の附則第6項関係では、報酬及び費用弁償条例の改正に伴い、議会の議員その他非常勤の職員に対する見舞金支給条例において引用しております条例の字句を改正を行うものでございます。

最後に、施行日につきましては、令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（蓑田由貴君） その他の交通費のところから、レンタカー及び自家用車の費用を支給対象って書かれてますけど、その自家用車の実費はどのように決められるのか教えていただきたいです。

○人事課長（田中博之君） その他の交通費にあります、これまでは車賃ですね。1キロ当たり37円というふうに規定を設けておりましたが、改正後は通勤手当の基準額を算出しまして、規則のほうで1キロ当たりの金額を定める予定としております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（蓑田由貴君） ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 施行が令和8年4月1

日ということなんですけど、現状に合わせて変えるという方向できたと思うんです。これだけ来年の4月からの施行で対応は可能なのかなっていうのをちょっとお聞かせください。

○人事課長（田中博之君） 現行の旅費の規程の中にもありますように、もし上限等を超える場合であれば市長が特に定めるということで、そちらのほうで対応を今行っておりますので、特段今すぐに変える必要はないかなということを考えております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第84号・八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時43分 本会）

◎議案第85号・八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止について

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、議案第85号・八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止についてを議題とし、説明を求めま

す。

○企画政策課長（浅川公利君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課の浅川でございます。

議案第85号・八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止について御説明をさせていただきます。それでは、着座にて失礼をいたします。

議案書は25、26ページでございます。

今回の提案理由といたしまして、第2次八代市総合計画及び第三次八代市行財政改革大綱が令和7年度で終了することに伴いまして、八代市総合計画策定審議会及び八代市行財政改革推進委員会を廃止することとしております。今回の条例廃止につきましては、次期総合計画の策定と密接に関係をしております。本来でございますれば、総合計画の策定方針につきましては所管事務調査で説明をいたすところでございますが、深い関連がございますので、まずは、次期計画でございます第3次八代市総合計画の策定方針について御説明をさせていただきます。

右肩に議案第85号と記載された資料を用いて説明をさせていただきます。

まずは、資料1、第3次八代市総合計画策定方針を御覧ください。

まず、計画策定の趣旨でございます。現在、本市におきましては、平成30年度に策定をいたしました第2次八代市総合計画に基づき、しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”の実現を目指し、まちづくりに取り組んでおります。

この計画期間中では、新型コロナウイルスの世界的流行をはじめ、自然災害の激甚化・頻発化や物価高騰など、自治体を取り巻く環境が大きく変化してきております。あわせまして、デジタル技術の普及やSDGsの広がり、脱炭素への動きなど、ひとの価値観も大きく変わってきております。

このような変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、本市の最上位計画として、令和8年度を開始年度とする第3次八代市総合計画を策定するものでございます。

次に、計画の構成と期間でございます。

まず、構成につきましては、これまでの総合計画は基本構想と基本計画の2層構造のつくりとなっておりましたが、これを見直しまして、市のビジョンと施策の方向性が含まれた基本構想のみで策定をいたします。

なお、計画期間につきましては、令和8年度から11年度までの4年間といたします。

次のページをお願いいたします。

計画策定の視点について御説明をいたします。

今回の次期計画では、以下の3つの視点を重視して策定を進めてまいります。

1点目は、第3期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携です。まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、特に人口減少克服と地方創生に主眼を置いた計画であります。今年度計画が終了を伴いまして、次期戦略は幅を広げまして、基本構想の実現に向けた具体的施策を明記したものと位置づけます。また、総合計画の策定とともに、令和8年から11年の4年間の計画として策定をいたします。このことで、これまで以上に基本構想と総合戦略との関係を深化させ、一体的に運用することで計画全体の実効性を高めてまいります。

2点目は、分かりやすく伝わる計画づくりです。近年、個別計画が多様化・複雑化する中で、本市の政策全体の方向性などが把握しづらくなっているという課題がございます。そのため、次期計画及び次期戦略におきましては、教育大綱や行財政改革大綱、デジタル化推進基本計画など複数ある計画を整理・統合することによりまして、市民や行政内部の双方にとって理解しやすく共有しやすい計画にすることを目指して

まいります。こちらは整理・統合のイメージ図を掲載しております。

3点目は、実効性のある計画づくりです。計画の実行性を高めるためには、市民や地域が抱える課題を的確に捉え、計画に反映することが重要です。そのため、従来の市民アンケートやパブリックコメントに加えまして、デジタル技術を活用した多様な意見聴取を行うほか、計画策定後も市民レビューなどを実施し、事業に対する取組や振り返りを重視した計画運営を行ってまいります。

次のページをお願いいたします。

策定体制でございます。次期計画の策定に当たりましては、住民参加型による策定体制を構築し、市民、議会、行政が一体となって進めてまいります。

まず、議会との連携についてです。計画の策定過程におきましては、適宜、議会への報告や説明などを行うとともに、最終的な計画決定時には議決をいただく形で連携を図ってまいります。

次に、住民参加についてでございます。今回の計画策定では、幅広い世代や立場の市民の皆様からの御意見等を聴取し、活用をいたします。具体的には、昨年度に実施をいたしました市民アンケート、高校生アンケート、メッセージボードへの意見内容や、来月11月に予定をしております本市の取組に対する意見聴取の結果を基に、AI分析なども活用しながら、市民や地域が抱える具体的な課題を把握してまいります。加えまして、必要に応じて専門的な知見を有する関係機関・団体等からの御意見も踏まえながら計画の質を高めてまいります。また、計画案策定後にはパブリックコメントも実施し、さらなる意見の反映を図ってまいります。

次に、庁内検討についてでございます。今回は策定に係る新たな会議体の設置は行わず、庁議や部次長会議等におきまして報告、審議等を

行い、全庁的な検討を進めてまいります。

最後に、策定のスケジュールでございます。今後の予定としましては、今月末から11月にかけて全市民対象の意見募集を実施いたします。また、12月には計画案へのパブリックコメントの実施をいたします。

なお、資料に示しております策定スケジュールは、現時点での予定でございます。策定に際しましては、市民の皆様の声を十分に反映させることを念頭に進めてまいります。

また、第3次八代市総合計画は、令和8年3月定例会に議案として提案をいたします。加えまして、第3期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、3月定例会、当総務委員会へ報告する予定としております。

以上が第3次八代市総合計画策定方針の説明でございます。

次に、資料2、次期総合計画に係る意見聴取についてを御覧ください。

意見聴取の方法に記載をしておりますとおり、今回、設置条例の廃止を提案をしております総合計画策定審議会及び行財政改革推進委員会は、計画策定時に有識者や専門的分野の方々に御意見をいただく会議体でございます。

資料飛びますが、次の6ページを御覧ください。

策定体制図の上段が従来の体制になります。資料は総合計画の策定時の体制を記載しておりますが、これまでの行財政改革大綱策定時と同様でございます。

計画策定に当たりましては、市民アンケートなどによりいただいた御意見を基に、行政内部で計画案を取りまとめ、学識経験者や関係団体の代表などで構成をいたします策定審議会に諮問し、御意見をお聞きすることとしておりました。

資料は5ページにお戻りください。

今回の条例の廃止につきましては、新たな意

見の聴取方法に変更をするため、この集合形式の審議会等を廃止するものでございます。

新たな意見聴取方法としまして、第3次八代市総合計画の策定方針の中で御説明をいたしましたが、全市民対象型意見募集を行いたいと考えております。

まず、その周知方法でございますが、広報やつしろに特集ページを掲載をいたしまして、全市民へ意見募集を行います。また、公式SNSなどを含むデジタル技術も活用し、意見募集を行います。加えまして、デジタルデバインドへの配慮としまして、支所及びコミュニティセンターに次期総合計画の関係資料を設置し、意見募集を行います。

意見の回収方法につきましては、広報紙や公式SNSなどに提出フォームのQRコード等を掲載し、デジタルを活用した回収を行うこととしております。あわせまして、支所やコミュニティセンターに意見回収箱を設置し、紙による意見回収も行います。

従来の審議会等では、集合形式で有識者や専門的分野の機関・団体の皆様に御意見をいただいておりますが、今回からは会議体を設けませんので、必要に応じて有識者や専門分野の方々にこちらからお伺いするなど、専門的見地からの御意見を随時聴取していきたいと考えております。

最後に6ページを御覧ください。

下段に記載の図が今後の体制図となります。上段の赤囲みでございます策定審議会の部分が、今後の体制における赤い点線で囲んだ手法に変更となります。

次期総合計画では、市民にも行政にも分かりやすい計画づくりという観点から、総合計画の構造や計画期間の変更に加えまして、今回から八代市教育大綱、八代市行財政改革大綱、八代市デジタル化推進基本計画も整理・統合をいたします。加えて、社会情勢に迅速かつ柔軟に対

応できる実効性のある計画とするため、市民の皆様にも積極的に参加していただき、御意見をいただきたいというふうに考えております。

以上が、八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止についての説明と、関連がございます第3次八代市総合計画策定方針の説明となります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（たーみー君） 全市民対象型意見募集の公式SNSというのは、どの媒体で何というアカウントになるんですか。あと、SNSにQRコードを載せる形なんでしょうか。

○デジタル推進課長（栄 圭介君） 皆さん、こんにちは。デジタル推進課、栄と申します。よろしく願います。着座にて回答いたします。

委員御質問の市の公式SNSでございますけれども、LINE、それからX、そしてフェイスブックといった形になります。QRコードにつきましても、こちらのほうに掲載して読み取るような形でできればというふうに考えております。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（たーみー君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 各種団体のところで専門家の方に聞かれるとおっしゃってましたが、その他に地域に根差した政策づくりというところで、自治会だったりとか民生委員さんとか、あと市民活動の登録制度が八代市にはあるんですけれども、そういう団体とかには聞かれたりされる予定はあるんでしょうか。

○企画政策課長（浅川公利君） 今の委員からの御質問でございますが、従来の策定審議会におきましては、先ほど申しました学識経験者の方、それから各種団体、例えば経済団体とか医

療、いろんな分野でこう、策定審議会の方には委員に入っていただきました。今、委員から御質問がありましたように、当然、総合計画というのは市全体の幅広い計画でございますので、そういった分野の当然幅広い分野の方々に必要な御意見というのは伺ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（蓑田由貴君） もともと自治会の方と直接意見交換で年に1回ぐらいお話しされる機会があると思うんですけど、なかなか要望が通らないというふうに自治会の方もおっしゃってるので、そこら辺また考慮しながら、要望です、ね、お願いできたらと思います。

以上です。

○委員長（木村博幸君） 意見でよろしいですね。

○委員（蓑田由貴君） はい。意見で大丈夫です。

○委員長（木村博幸君） ほかにございませんか。

○委員（金子昌平君） 全市民対象型意見募集というところで、万が一物すごい量の意見が集まったときに、どういった整理をされていくのかっていうのをちょっと教えていただければ。

○企画政策課長（浅川公利君） ただいま委員から御質問がありましたように、正直、数がどのくらい出てくるかということもまだちょっと予想はついておりません。おっしゃるとおり、数多い意見が出てくることも当然想定はされます。その中で、いただいた御意見は、御意見として、全てを反映させるかというのは、当然、内部でまた検討はさせていただきたいというふうに考えております。

今回、全市民型という方法、手法を取りますのも、行政では気づかないような視点というのも当然、お持ちの部分というのがございますので、できるだけそのいただいた御意見はです、ね、ちょっと数がどのくらいになるか当然予想もつ

きませんが、できるだけ反映できるものは反映させていきたいというふうには考えております。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 有識者の皆さんを形式的に集まっていたく形をやめますよということなんですけども、結果として、やっぱり有識者の方に意見を聞きに行かれるんですよね。と、その有識者の方は時間を拘束されるということになるんですけど、その辺りの補償的なところとか、そういったのは何かお考えですか。

○企画政策課長（浅川公利君） ただいま委員から御質問いただいた部分ですが、そちらは今のところちょっと考えてはおりません。

委員をこう、拘束されるということでの補償といえますか、費用弁償的なことをという御質問でよろしかったでしょうか。（委員大倉裕一君「逆質問」と呼ぶ）

○委員（大倉裕一君） 繰り返しになりますけど、市のほうから都合よく聞きに行くというのは、あまりにも都合がよすぎると思うんですよ。やめるわけですので、じゃ、やめるんだったら、その時間を拘束するというので、やっぱり対価を出すべきだと私は思います。それをされないということであれば、それなりに、やっぱり、その有識者の方には趣旨を理解していただいて、誠意をやっぱり行政のほうが見せていかないと、なかなかこういった、協力というところが得づらいついてくるんじゃないかなというふうにはちょっと感じたもんで、発言させてもらいました。あとはもうそれを意見として扱っていただいても結構です。

○委員長（木村博幸君） 今のは意見ということですのでお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第85号・八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午後0時03分 小会）

（午後0時04分 本会）

◎議案第89号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、議案第89号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、緒方でございます。よろしくお願いいたします。

議案第89号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 議案書は33ページになります。

提案理由といたしましては、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税による寄附金につきましても計画的な活用が可能となるよう、個人版ふるさと納税による寄附金を積み立てている本基金に加えて積立てを開始するに当たり、条例の改正が必要であることから提案を

させていただくものでございます。

改正内容につきましては、議案書34ページとなりますけども、別途、新旧対照表を御覧いただければと思います。

まず、第1条中の寄附金を寄附金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金と改めます。

また、第2条の事業の区分に企業版ふるさと納税による寄附金に関する区分を追加いたします。

第3条につきまして、企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てることを明記し、第5条及び第7条では、関連する文言の修正を行っておるところでございます。

改正内容は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（金子昌平君） 企業版ふるさと納税に関する文言を載せていったところなんですけど、先ほどちょっと説明いただいた第2条の、次に掲げる第2次八代市総合計画の基本構想で設定すると明記されてるんですけど、これは第3次八代市総合計画が策定されたら、この文言はこう、整理されるんですか。ともなく。それは関連されていないんですかね。

○ふるさと納税推進室長（篠原秀和君） ふるさと納税推進室長の篠原です。よろしく申し上げます。

委員御質問の総合計画との関連についてですけども、はい、改正されましたら、そちらにまたこの条例自体も修正をさせていただく形になります。

以上です。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（金子昌平君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第89号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午後0時08分 小会）

（午後0時14分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（木村博幸君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件の発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

(令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布について)

○委員長(木村博幸君) それでは、令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布について説明願います。

○選挙管理委員会事務局事務局長(公平委員会事務局長併任)(橋口伸一君) 皆さん、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)選挙管理委員会事務局の橋口でございます。

所管事務調査、令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布について御説明いたします。

まず、説明に入る前に、選挙公報の一部未配布が生じたことにつきまして、市民の皆様へ深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

この選挙公報は、選挙人が候補者の政策を判断する上で大変重要となる資料であること、重要性について認識しており、今回の選挙で選挙人の皆様へ選挙公報を御覧いただけるような方法を講じてまいります。

それでは、恐れ入りますが、着座にて御説明を申し上げます。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○選挙管理委員会事務局事務局長(公平委員会事務局長併任)(橋口伸一君) 資料、1ページを御覧ください。

まずは、選挙公報配布の根拠でございますが、選挙公報の配布は、公職選挙法及び八代市選挙公報発行条例で選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものと規定しております。

では、調査内容について御説明申し上げます。

(1) 業務委託の概要を説明いたします。

今回の市長市議選では、ポスティングの手法に切り替えた理由といたしまして、令和3年の選挙では新聞折り込みで配布を行っていましたが、新聞購読率の低下から51.27%の配布率にとどまり、半数の選挙人に届けられていないという課題に対応するためでございます。

なお、選挙期間が17日間と長い参議院選挙では、令和7年7月の選挙で、宛名のない封入りの郵便タウンメールで、準備も含めて12日間かけて配布を行っております。

次に、委託の概要です。

委託事業者は、佐川急便株式会社南九州支店です。指名競争入札を予定しておりましたが、運送を第一希望に指名願を提出している7者のうち、1者のみが受託可能と回答があったため、入札とはならず、随意契約で行っております。

配布期間は令和7年8月26日から令和7年8月30日まで。配布部数は5万8000部。委託料は単価契約の税込み66円。配布実績に応じた金額となります。

なお、業務完了報告書を受領しておらず、委託料は、10月21日現在、支払ってはありません。

次に、(2) 問合せ状況です。市民から未配布の問合せが、次の記載のとおりの大宇町名からっております。

一部未配布が分かった経緯としましては、8月28日に市民から、いまだ選挙公報が届いていないとの問合せがあり、委託事業者から事前にいただいていた配布計画では既に配布が済んでいる校区であったにもかかわらず、問合せがあったため、一部未配が生じていると認識しました。

届いていないとの問合せがあったたびに、その町名を委託事業者へ伝えて再配布を依頼しております。

なお、配布状況の進捗確認を8月26日から8月30日にかけて計5回実施しており、その

うち8月29日に遅れが生じているとの報告があったことから、委託事業者へ遅延に対して組織として体制を整えて配布するように依頼しております。

2ページを御覧ください。

(3) 配布の状況です。令和7年9月26日に、佐川急便株式会社から選挙管理委員会へ配布状況調査報告書の提出がなされました。それまでに、佐川急便株式会社には合計4回来庁いただいで、状況の説明を求めました。その報告書の記載内容を選挙管理委員会で分析し、原因究明の資料としております。

なお、配布業務において不備が生じ、関係各位並びに市民の皆様に御迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げますとの謝罪の文章がございました。

①佐川急便からの報告による配布数は5万2343部でございます。選挙人名簿内の世帯数5万4068で、世帯数に対して96.81%になります。9月10日に選挙公報の残4657部を添えて配布数の報告を受けました。選挙公報の残は、現在、選挙管理委員会事務局で保管中でございます。

②大字町ごとの配布状況は、正確な配布数の把握は不可能と報告を受けております。配布員は大字町名の境界が分からず、人口密集地では道路を区切り、また中山間地域では境界が分からない。残部数から全体の配布数は報告できるが、ポストイングの性質上、配布員から詳細な配布箇所の報告に基づいて、大字町名ごとの配布数は回答困難と得ております。

③配布計画に基づかずに実施していたことが挙げられます。佐川急便から、初日は配布計画どおりの校区を配布したと報告がございました。2日目以降は1日当たりの計画の人員がそろっておらず、遅れが生じており、2日目以降、一部の校区を除いて、配布計画どおりに割り当てられた校区へ配布ができておりませんでした。

次に、一部未配布が生じた原因ですが、(4)原因を御覧ください。

委託事業者へ聞き取りと問合せ内容、佐川急便株式会社南九州支店長から提出された報告書から分析して分かった原因は、次の2点です。

1点目に、市長市議選の7日間という短い期間で配布する体制が組めていなかったためでございます。本市の地理や道路状況等を踏まえると、短期的に人手を十分確保することが困難であったことが挙げられます。

3ページを御覧ください。

委託事業者の配布人員及び管理人員の見積りが不十分であり、配布体制を組めておりませんでした。

2点目としまして、本市がポストイングという性質を完全に理解していたとは言えず、委託事業者との間に認識の差が生じていたためでございます。本市では、ポストイングが、宛名がある郵便と同様に、市内全ての住居にあるポストへ確実に配布されるものと認識しておりました。しかし、ポストイングは郵便と異なり、居住の有無の判別や店舗兼住宅の判別など、配布の判断が困難である場所があることに加え、配布員がポストの位置を知らない、郵便以外の配布物をお断りされている場合があったと委託事業者から報告を受けました。

次に、再発防止策でございます。調査内容から分かった原因に対して対策を講じてまいります。

2点ございます。まず、(1)エリアを分割して発注いたします。契約時に委託事業者の履行実績や配布能力を確認する必要があり、配布量に応じて選定方法を見直してまいります。例えば、中山間地域は郵送とし、平野部は複数の事業者へなど、これまでの民間事業者への発注だけではなく、市民団体へ有料にて配布依頼を検討してまいります。

(2) 次に、多様な配布方法を講じてまいり

ます。また、配布方法を知っていただけるよう周知を強化いたします。

市長市議選の選挙公報は、告示日に候補者から正式に原稿を頂き、その夕方に掲載順を決めて印刷を行っており、翌日の期日前投票開始日の午後に印刷が完了いたします。これらの手続は公職選挙法で定められており、期日前投票開始までに選挙人の世帯へ配布物を配布することは、制度上、不可能となります。

既に次に掲げております3つの方法で実施しておりますとおり、ホームページ、広報やつしろで周知しております。より多くの選挙人へ御覧いただけますよう、市公式SNS、投票案内はがき、いわゆる入場券等を加えて、平時での周知を強化してまいります。

3つの方法でございますが、①公共施設へ備置きとして、既に市役所、支所、コミュニティセンター、32箇所に備え置いております。市役所及び各支所は期日前投票所でもありますため、期日前投票前にも御覧いただけるようになっているものです。

②事前に登録された世帯へ郵送を行います。事前に住所、氏名等を連絡いただきますと、選挙のたびに郵送いたします。なお、今回の市長市議選挙では201世帯へ郵送しております。

③市ホームページへ掲載をしております。国政、県政選挙では県選挙管理委員会のホームページへリンクを貼り、今回の市長市議選挙では、印刷完了後、直ちに市ホームページへ掲載しております。

以上、対策を講じまして、多くの選挙人の皆様へ選挙公報を御覧いただけるよう努めてまいります。

以上、説明でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長（木村博幸君）** 本件について、何か質疑、御意見などはありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** 今回委託をされた費用

についての方針はどうなってるのでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局局長併任）（橋口伸一君）** 今現在、契約書によりますと、1部66円の単価で配布実績に応じて支払う形にはなりますが、佐川急便株式会社様と、今現在、支払い費用については協議を重ねているところでございます。

**○委員（大倉裕一君）** 今、説明をずっと聞いていった中で、選挙管理委員会としての動きが見えないんですよ。佐川さんへのヒアリングはされてるけど、選挙管理委員会として、八代市のどの世帯に配布物が行き渡ったのかという調査が全然なされていない。そこを選管としてつかまないと、佐川さんとの交渉も全く進んでいかないと思いますよ。そこから始めて溝を埋めていくような作業で、契約の交渉を初めてできていくんじゃないかなというふうに私は思います。

**○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局局長併任）（橋口伸一君）** 佐川急便様のほうには調査ですね、具体的な調査員に対しての聞き取り調査のみならず、例えばサンプリング調査、地区でどの程度配られているかとか、全体的な地区を幾つかピックアップしていただいて、どのくらいの配布率になるかという調査依頼もお願いをいたしました。ただ、それもできないという回答をいただいております。

選挙管理委員会としましては、調査するのは委託事業者の役割だというふうに考えておまして、それについて、事業者と会うたびに、依頼はしていたところではございますが、選挙管理委員会としましては、具体調査をすることとはしておりません。

以上でございます。

**○委員（大倉裕一君）** じゃあ、もう交渉できないと思いますよ、私は。役所がこれだけの配布がなされていないという数字を握らないと、佐川さんとの、委託先との交渉はできないって

私は思いますので、意見として申し上げます。

もう意見でいいです。

○委員長（木村博幸君） 意見ですね。はい。

ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） エリアごとに佐川急便さんが把握できないまま、このエリアとこう、ぱっと境が分からないまま配られたということなんですけども、重複で入っていたとか、そういうのは報告ありますか。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局併任）（橋口伸一君） 再配布委託もお願いしているところがございますので、重複はあるかと思いますが、市民の皆様から重複だったよといった問合せ等はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。あのですね、どこまでその交渉、さっきの質問の交渉というのありましたけど、一応人が動いて働いているという実態はあると思いますので、そこは数字だけというよりも、その実態に応じてきっちりお話をされればいいのかと自分は思います。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布についてを終了いたします。

執行部入替えのため小会いたします。

（午後0時31分 小会）

（午後0時32分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査  
（新八代駅周辺大規模集客施設等整備につい

て）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、新八代駅周辺大規模集客施設等整備について御説明願います。

○企画政策課長補佐（松下健二君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課課長補佐の松下と申します。

本定例会冒頭、小野市長の所信表明において進めておりました新八代駅周辺大規模集客施設整備については、見直すという方針をお示しました。本日は、その経緯も含め、新八代駅周辺大規模集客施設整備について御説明させていただきます。それでは、着座にて失礼いたします。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○企画政策課長補佐（松下健二君） 資料の2ページをお願いいたします。

本件につきましては、前期、企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会で御審議をいただいておりますが、議員改選後、最初の委員会でございますので、これまでの振り返りも含めて御説明させていただきます。

平成23年3月の九州新幹線全線開業以降、新八代駅周辺については、これまで住宅や観光施設などの立地が進んできておりましたが、交通結節機能を生かした拠点施設の立地は見られず、虫食いの状態となっております。

そのような状況の中、令和3年11月、半導体受託製造最大手である台湾のTSMC熊本進出を契機として、新八代駅周辺を中心に拠点性の高いまちづくりを進めていくため、令和5年1月に新八代駅周辺及び企業誘致用地整備推進本部を設置し、全庁的な取組を進めております。

また、令和6年3月には、新八代駅周辺におけるこれからのまちづくりを進めるための全体構想として、新八代駅周辺グランドデザインを策定し、新八代駅周辺に必要とされる土地利用の考え方等を整理し、周辺全体のゾーニングプ

ランをお示しいたしました。

3ページをお願いいたします。

グランドデザインにおいて整理した内容を踏まえ、昨年度から進めております新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画策定について御説明いたします。

まず、業務委託についてですが、受託候補者の選定については、公募型プロポーザルを実施し、申込みのあった3社のうち、有限責任あずさ監査法人と令和6年8月28日に契約締結を行いました。契約額は7139万円で、契約期間は令和8年2月27日までとなっております。対象施設としまして、メインアリーナを中心に、多目的ホール、武道場を備えた大規模集客施設としております。

主な業務内容は、下段に記載のとおり、有識者会議の開催、市場調査、市民アンケートなどのほか、収支シミュレーションの実施など、民間事業者主導、あるいは官民連携事業による整備・運営に向けた検討に係る業務支援でございます。

4ページをお願いいたします。

有識者会議について御説明いたします。

民間事業者主導、または官民連携事業による整備・運営に関し、様々な観点から意見を聴取するために設置しており、まちづくり、都市計画などの分野から、熊本大学の柿本教授をはじめとする9名の方に委員をお願いしております。

昨年12月13日に第1回目の会議を開催しており、施設規模や工業団地との関係性、事業スキームなどに関する御意見をいただいております。

5ページをお願いいたします。

昨年10月、基本計画の基礎資料とするため、18歳以上の市民の皆様から無作為に抽出した3000名に対し、アンケート調査を実施いたしました。また、市内の高校等に通う卒業年次の学生1317名を対象としたアンケートも実

施しております。下段及び6ページに主な調査結果を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

資料の7ページをお願いいたします。

昨年10月から今年1月にかけて、本市における大規模イベント誘致におけるポテンシャルや官民連携による大規模集客施設の整備・運営について、また、基本計画策定に向けて適切な施設規模や参画の可能性等を探るため、不動産・デベロッパー、イベント興行プロモーター等の企業19社に対して、市場調査、ヒアリング調査を実施いたしました。8ページに主な意見を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議について御説明いたします。

この検討会議につきましては、熊本県が設置主体であり、老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設整備の方向性を検討することを目的に、令和6年8月に設置されました。

検討の対象となる施設は、藤崎台県営野球場、熊本武道館、熊本県立総合体育館、県民総合運動公園陸上競技場の4施設となります。

中段、実施概要の第2回会議における関係者へのヒアリングは、対象施設と同種のスポーツ施設整備を検討している自治体や企業に対し、その構想内容を説明してほしいと依頼があり、出席したものでございます。

当日は、アリーナの構想を持つ本市及び桜十字グループのほか、野球場誘致の構想をお持ちの菊陽町がそれぞれの検討状況などについて説明し、委員からのヒアリングが行われました。

本市からは、大規模集客施設の整備に至った背景や昨年3月に策定しましたグランドデザインの説明、大規模集客施設整備に関する検討内容などを説明いたしました。

その後、先月、9月1日に開催されました第

5回会議におきまして、検討対象であります4施設の整備に関する意見がまとめられ、同日、木村知事に提言書が提出されました。その後の動きに関しましては、後ほど御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

本ページからは、大規模集客施設の概算事業費に関して御説明いたします。

当初、本事業を検討しておりました令和5年度当時に、概算事業費を算出するために参考とした類似施設を掲載しております。

収容人数が5000人規模以上の施設を参考に、用地取得等を含め、メインアリーナを中心に多目的ホールと武道場を備えた施設として、当時、概算事業費として約163億円、管理運営費については年間約1.5億円と試算しておりました。

11ページをお願いいたします。

令和7年時点の概算整備費について説明いたします。

昨年度実施しました市場調査や市民アンケートなどの結果から、想定される3つのパターンの施設規模ごとに整備費を算出しております。

まず、施設規模1につきましては、音楽イベント時に6500人、スポーツ観戦時に5300人を収容できる規模を想定し、用地取得等を含めた整備費として約400億円、管理運営費については、25年間の事業期間を設定した上で総額約63億円、整備費と管理運営費を合わせ、全体事業費として約463億円となりました。同様に、施設規模2では約470億円、施設規模3では約579億円と試算しております。

下段の表は、開業を予定している他施設の事例となります。開業予定時期の順に左から、秋田県立体育館は、収容人数が約6000人で、公募時の予定価格は約364億円、京都アリーナは、収容人数が約9000人で、公募時の予

定価格が約343億円、鹿児島県立総合体育館は、収容人数が約8000人で、現時点で発注はされておりませんが、公表されている資料からの参考金額として約505億円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

本事業に係る財源内訳と実質負担額について、同等の規模である施設規模1と令和5年当初検討時を比較しながら御説明いたします。

上段の全体事業費につきましては、施設規模1で約463億円、令和5年の当初検討時では約200億円と、当初検討時から大幅に増加をしております。

主な増加要因としましては、人件費や物価高騰による費用の上昇、Bリーグの新リーグ、Bプレミア基準を満たす見直しを行ったことによる延床面積の増加によるものでございます。

中段につきましては、整備費における財源内訳の比較となり、施設規模1につきましては、国庫補助金が約22億円、地方債につきましては約345億円、そのうち交付税算入額が約168億円、一般財源が約33億円と試算しております。

当初検討時につきましては、記載のとおりでございます。

下段につきましては、全体事業費から国庫補助金と交付税算入額を差し引いた実質負担額の比較を行っており、施設規模1で約273億円、当初検討時で約122億円となっております。繰り返しになりますが、当初の検討時から整備費が2倍以上となるなど、多額の負担が必要という試算となっております。

13ページをお願いいたします。

本ページは、大規模集客施設に関する現在までの整理を記載しております。

上段は、本年6月定例会における答弁内容で、概算事業費を試算したところ、建設資材や人件費の高騰により、想定以上の実質負担が生じる

見込みとなり、大規模集客施設整備に関する現状は非常に厳しいという結果であることを認識していること、県のスポーツ施設整備に関する検討会議が継続中であり、同種施設である県立総合体育館における今後の議論を注視していくこと、また、本市の財政状況等を把握しながら、後年度に過度な負担を強いることのないよう留意していく必要があること、その一方で、新たな人の流れの創出、さらには、本市の未来を担う若者や子供たちに夢を与えられるまちを実現するため、あらゆる手法を検討していくとの答弁を行っております。

6月定例会以降の動きを下段に記載しております。

まず、あらゆる手法の検討として、令和7年8月から、新八代駅周辺のにぎわい創出に関し、様々なアイデアや参画条件等の把握のため、民間事業者へのサウンディング調査に着手しております。

次に、県の動きになりますが、9月1日に県の検討会議から、本市大規模集客施設と同種施設である県立総合体育館の整備の方向性について、現地再整備とまとめられた提言書が木村知事へ提出され、この答申を受け、9月県議会において、木村知事が県立総合体育館をアリーナ施設として現地再整備するという方針を示されました。

以上を踏まえまして、本定例会開会日に小野市長が所信表明の中で、新八代駅周辺については、民間の活力を活用し、にぎわい創出に向けた検討を進めていく一方で、多額の財政負担や県立体育館の現地再整備による集客面での影響等を考慮し、5000人規模以上のアリーナを中心とした大規模集客施設構想については見直すとの方針を示されたところでございます。

さきの一般質問での市長答弁にもありましたが、この方針に基づき、現在、基本計画策定支援業務の契約終了に向けて、受託者との協議・

調整を進めているところでございます。

14ページをお願いいたします。

最後に、先ほど触れました、現在実施中のサウンディング型市場調査について御説明いたします。

実施目的としましては、新八代駅周辺のにぎわい創出に向け、具体的な内容や手段を絞らずに、まずは民間事業者との対話を通じて、様々なアイデアや官民連携事業としての参画条件等を把握するためのものでございます。

中段に記載しておりますが、現在6社からの申込みがあり、公共施設や収益施設に関する御意見や御提案、事業スキームなど様々な観点から、全ての事業者との対話を今月末までに実施する予定としております。

最後に、15ページをお願いいたします。

資料は実施要領からの抜粋でございますが、対象地は緑色の部分、ランドデザインにおける大規模集客施設エリアでございます。今後の事業内容に応じて、必要な面積を本市で取得する予定としておりますが、その他に記載のとおり、大規模集客施設エリア以外、その他のエリアについて御提案があった場合も対話の対象としております。

今後の新八代駅周辺につきましては、このサウンディング調査の対話の中での提案や意見を踏まえ、整理等を行いながら、民間の活力を活用したにぎわい創出に向けて検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村博幸君） 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 基本計画が年度末だったと思うんですけど、完成の、基本計画の完成イメージというのはどういう形で出てくるんですか。

○企画政策課長（浅川公利君） ただいま委員

から御質問の件ですが、今回の見直しの方針を示されたということに伴いまして、先ほども御説明しましたが、基本計画の策定業務というのは、契約終了に向けて、現在協議を行っております。御質問の計画につきましては、策定をしないという形の結果になるというふうに思っております。

○総務企画部長（田中 孝君） 総務企画部、田中でございます。

今の御質問の件でございますが、2年間かけて計画つくるというところではございましたが、説明しましたとおり、今現在、業務をもう止めてございますので、これまでの実績、やっていた内容等を含めて精査をして打ち切るというような形に、終了というような形になるかと考えております。これまで行いました市民アンケート等も含めて、頂いた資料については、次の計画に生かしてまいりたいというふうに考えております。ですので、成果としては、これまで行った実績分をいただくというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） ないようですので、以上で新八代駅周辺大規模集客施設等整備についてを終了します。

執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

○委員長（木村博幸君） そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、な

お調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午後0時51分 小会）

（午後1時08分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

本委員会は、令和8年1月20日から22日までの間の2日間、管外行政視察を実施したいと思いますので、御承知お祈りいたします。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後1時09分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年10月21日

総務委員会

委員長